



# すくも市議会だより

## 第76号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

### 定例会の概要

第一回定例会は平成二十七年三月三日に開会し、二十一日間の会期で三月二十三日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十七年年度宿毛市一般会計予算」など予算議案二十八件、「教育長の任命につき同意を求めること」の人事議案一件、「宿毛市一般職の任期付職員

の実現に向けた意見書の提出」など三件が審議され、一件が趣旨採択、一件が一部採択、一件が不採択となりました。

の採用等に関する条例の制定」など条例議案十五件、「指定管理者の指定」などその他の議案六件の合計五十議案であり、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

また、議会最終日には議員から「宿毛市議会基本条例の制定」など条例議案二件及び「最低賃金の引き上げを求める意見書」一件が提出され、審議の結果、いずれも原案どおり可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

#### 当初予算

##### ◎一般会計(議案第十五号)

平成二十七年年度一般会計予算は総額で、百五億二千七百十五万九千円で対前年比六・四%の減となっています。(詳細は、二・三ページをご参照下さい。)

#### 条例

##### ◎宿毛市子ども・子育て支援法第八七条の規定による過料に関する条例の制定について

子ども・子育て支援法の規定に基づき、一定の報告等を

### 三月定例会日程

3月3日(火) 本会議

|     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 23  | 22  | 21  | 20  | 19  | 18  | 17  | 16  | 15  | 14  | 13  | 12  | 11  | 10  | 9   | 8   | 7   | 6   | 5   | 4   |
| 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   | 日   |
| (月) | (日) | (土) | (金) | (木) | (水) | (火) | (月) | (日) | (土) | (金) | (木) | (水) | (火) | (月) | (日) | (土) | (金) | (木) | (水) |
| 本会議 | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  | 休会  |

- 開会、行政方針の表明、議会基本条例調査特別委員会報告、議案上程、提案理由の説明
- 議案等精査
- 議案等精査
- 議案等精査
- 一般質問
- 一般質問
- 議案質疑
- 委員会審査
- 委員会審査
- 委員会審査
- 委員会審査
- 委員会審査
- 委員会報告、質疑討論、表決、閉会

しない場合について市町村が条例を制定し過料を科すこととなっており、正当な理由がなく必要な報告をしなかった場合に十万円以下の過料を科すものです。

◎宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について

介護保険法等の改正により、第一号被保険者の保険料率に關する基準が標準六段階から標準九段階に改正されたこと、また、地域支援事業に新たな事業が追加となり、そのうち「介護予防・日常生活支援総合事業」と「認知症施策」については、円滑な実施を図るため関係機関との調整が必要なことからその実施を猶予することについて条例の改正をしようとするものです。

その他

◎指定管理者の指定について

特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者を平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間、社会福祉法人宿毛福祉会に指定することについて、地方自治法第二四四条の二第六項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

人事案件

平成二十七年第一回定例会において、次の人事議案を全会一致をもって同意しました。

○教育長の任命

立田 壽 行(たてだ かずゆき) 氏



陳情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

| 番号   | 件名                                       | 議決結果 |
|------|--|------|
| 第26号 | J Aグループの自己改革の実現に向けた意見書の提出について(継続審査分)     | 趣旨採択 |
| 第27号 | 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書の提出について | 一部採択 |
| 第28号 | 「公契約条例の制定」を国と県に求める意見書の提出について             | 不採択  |

意見書

今定例会に議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、関係行政機関に提出しました。

◎最低賃金の引き上げを求める意見書

厚生労働省が発表した昨年十一月の有効求人倍率は一・二倍と二十二年六ヵ月ぶりの高い水準であった。また、完全失業率は、三・五%と前年同月と比較して三十万人減少し、五十四ヵ月連続の減少となった。また、労働者の賃金は二%上昇し、雇用も百万人増加している。

しかし、労働者・国民の生活実態は、依然厳しい状況に置かれており、格差と貧困はより拡大している。その大きな要因は、労働者の実質賃金低下と不安定雇用の拡大である。労働者の実質賃金は物価上昇や消費税増税によって十七ヵ月連続で減少している。この間、非正規雇用者は増加する一方で正規雇用は減少し、いまや非正規雇用者は二千万人を超え、その割合は三十八・二%(二〇

一四年二月)で過去最高となっている。そして、その多くが年収二百万円以下のワーキングプアで、その数も千百九万人と過去最高となった。さらに、貯蓄ゼロ世帯は千五百五十万世帯で、二〇一二年と比較すると二百五十万世帯増加し、その比率も三十一%にのぼる。非正規雇用者の増加は、格差や貧困を拡大させ、景気の底上げを停滞させている。

政府が掲げる「地方創生」を果たすためには、地方経済の底上げが必要不可欠であり、都市部と地方、正規と非正規の格差是正と最低賃金の底上げによって、地方で働き暮らし続けられる制度作りが重要である。以上のことにより、政府に次の事項につき、速やかに対策を講じるよう強く求める。

記

一 最低賃金を引き上げるための施策を早急に講ずること。

# ◆ 提出された議案等 ◆

(定例会)

| 議案番号         | 件名  | 議決結果 |
|--------------|---|------|
| 第1号          | 教育長の任命につき同意を求めることについて   | 同意   |
| 第2号          | 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について   | 原案可決 |
| 第3号<br>～14号  | 平成26年度各特別会計及び水道事業会計補正予算について   | 原案可決 |
| 第15号         | 平成27年度宿毛市一般会計予算について   | 原案可決 |
| 第16号         | 平成27年度宿毛市国民健康保険事業特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第17号         | 平成27年度宿毛市へき地診療事業特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第18号         | 平成27年度宿毛市定期船事業特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第19号         | 平成27年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第20号         | 平成27年度宿毛市学校給食事業特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第21号         | 平成27年度宿毛市下水道事業特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第22号         | 平成27年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第23号         | 平成27年度幡多西部介護認定審査会特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第24号         | 平成27年度宿毛市介護保険事業特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第25号         | 平成27年度宿毛市土地区画整理事業特別会計予算について   | 原案可決 |
| 第26号         | 平成27年度宿毛市後期高齢者医療特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第27号         | 平成27年度宿毛市給与等集中処理特別会計予算について  | 原案可決 |
| 第28号         | 平成27年度宿毛市水道事業会計予算について   | 原案可決 |
| 第29号         | 宿毛市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について   | 原案可決 |
| 第30号         | 宿毛市宅地分譲促進基金条例の制定について  | 原案可決 |
| 第31号         | 宿毛市子ども・子育て支援法第87条の規定による過料に関する条例の制定について  | 原案可決 |
| 第32号         | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について   | 原案可決 |
| 第33号         | 宿毛市一般職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について  | 原案可決 |
| 第34号         | 宿毛市立沖の島へき地診療所に勤務する医師の給与並びに旅費支給に関する条例の一部を改正する条例について  | 原案可決 |
| 第35号         | 宿毛市特別会計設置条例の一部を改正する条例について   | 原案可決 |
| 第36号         | 宿毛市立保育所設置条例の一部を改正する条例について   | 原案可決 |
| 第37号         | 宿毛市介護保険条例の一部を改正する条例について   | 原案可決 |
| 第38号         | 宿毛市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について               | 原案可決 |
| 第39号         | 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   | 原案可決 |
| 第40号         | 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 |
| 第41号         | 宿毛市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について  | 原案可決 |
| 第42号         | 宿毛市定期船事業条例の一部を改正する条例について  | 原案可決 |
| 第43号         | 保育の実施に関する条例を廃止する条例について  | 原案可決 |
| 第44号         | 指定管理者の指定について  | 原案可決 |
| 第45号<br>～49号 | 市道路線の認定について   | 原案可決 |
| 第50号         | 平成26年度宿毛市一般会計補正予算について   | 原案可決 |
| 第51号         | 宿毛市議会基本条例の制定について  | 原案可決 |
| 第52号         | 宿毛市議会委員会条例の一部を改正する条例について  | 原案可決 |
| 第53号         | 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について   | 原案可決 |
| 意見書案1号       | 最低賃金の引き上げを求める意見書について  | 原案可決 |

# 一 般 質 問

三月定例会の一般質問は、九日及び十日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



松浦 英夫 議員

## 地方創生について

**問** 宿毛市をどうすれば活性化し、元気にすることが出来るのかを考えて、宿毛市のおかれた現状や問題点を正しく分析し、独自の現实的で具体的なプランを作り、実行していかねければならない。まさにこれからの五年間は宿毛の生き残りをかけた大変重要な真剣勝負の年であると考え、地方創生に向けての市長の決意を問う。

**答** 地方創生の動きは追い風

であり将来に向かって発展していくための絶好の機会と捉え、長期的な視点のもと本市の特性に合った施策を実施していきたい。

**問** 雇用対策に繋がる取組みとして、福祉施設を積極的に誘致していく方向にシフトを変えてはどうか問う。

**答** 福祉施設が増えることは入所待機者への支援、雇用拡大といった地域への波及効果は大きい。さまざまな課題もあり、実行可能なものか検討をしていきたい。

**問** 地方創生に向けてのプランの作成にあたっての今後のスケジュールについて問う。

**答** 策定時期は本年の十月頃を目標に進めて行きたい。

**問** 宿毛市振興計画と地方版総合戦略プランとの整合性について問う。

**答** 振興計画は市政全般にわたる様々な分野についての計画であり、地方版総合戦略はより具体的に各施策について定めるものである。二つの計画に矛盾があつてはならず整合性を図っていく。

## 地域公共交通の充実について

**問** 地域で安心して生活をしていく上で必要不可欠な公共交通を確保していくことは重要なことである。昨年十月から始めた実証運行期間の取組みによつて得たものはなにか。

**答** 移動手段を利用したいと希望しているのは高齢者であった。利用者のニーズに合わせて移動できる手段でなければ利用が難しい。

**問** 本格運用に至らなかつた理由について問う。

**答** 国の補助要件である稼働率三十%以上を下回っていた。事業を行う上で車両や人員の

確保が困難であつたとの理由である。

**問** 実証運行を分析し、持続可能な公共交通の確保に努めると言われているが今後の取組みについて問う。

**答** 公共交通に専門的な業者と委託契約をして、対象地域に入り関係地区の皆さんの意見を聞きながら地域の実情にあつた持続可能な公共交通体系を整備していく。

## 鍼灸施術費用に対する補助金の創設について

**問** 鍼灸施術費用に対する補助金創設についてのその後の取組みについて問う。

**答** はり灸マッサージ施術助成は高知県の新規補助対象事業とならないことやアンケート調査結果でも利用したい方が少ないことから、予算計上は見送つた。



高倉 真弓 議員

## 地方創生について

**問** 雇用問題、少子化問題、男女共同参画についての取組みを問う。

**答** 国が策定した、まち・ひと・しごと創生長期ビジョンでも人口問題の克服が重要課題とされており、若い世代が安心して働き、希望どおり結婚、出産、子育てをすることができるとあり、宿毛市の地方版総合戦略を策定する過程において、十分議論し必要な施策については、積極的に取り上げる。地方創生先行型交付金については、直七産地化推進事業をはじめ森林資源活用人材育成事業、移住定住促進事業、宿毛市観光振興事業、産業集積地域立地企業拠点強化事業、あったかふれあいセンター事業など十四事業を申請中である。

## 教育問題について

**問** いじめ、不登校の問題について、先生方が忙し過ぎて余裕がないことが見受けられる。現状を教育長に問う。

**答** 文部科学省の教員実態調査においては教員の多忙化が顕在化しており、宿毛市においても状況は同じであるが、学級指導や部活動、昼休みなど生徒と少しでも多くの時間を共有し、情報収集に努めている。また、スクールソーシャルワーカーの派遣やスクールカウンセラーにも相談業務を実施していただいており、児童生徒や保護者の支援に努めている。

**問** 学校の教育機関を市民の生涯教育においても活用できないのではないかと、いじめや落ちこぼれがなくなったとされる自治体を参考に大人の聴講制度をとり入れる考えはないか問う。

**答** 学校教育の場を生涯学習の場として提供する制度の内容であるとか、事業の狙いであるとか、児童生徒への思いやりと学習意欲の向上などを

包括的にいろいろな研究をしてまいりたい。

## 難聴地域の解消について

**問** 主要地方道「宿毛宗呂下川口線」における防災無線・携帯電話など難聴地域の解消について問う。

**答** これまでも各携帯電話事業者と協議をしてきたが、地理的条件や事業採算性など、今のところ厳しい状況にある。

## 市道栄喜芳ノ沢線の整備について

**問** 避難道としての整備について問う。

**答** 他の地区も含め、各路線に優先順位をつけ順次整備をしまいたいと考えている。

## ふるさと納税制度について

**問** 平成二十四年度・平成二十五年度・平成二十六年年度のふるさと納税の年度別の件数と金額について問う。

**答** 平成二十四年度は九件で二百六十九万四千七百三十三円。平成二十五年度は十二件で四百六十六万円。平成二十六年年度は、本年二月末までに入金が確認できた実績で二十件、二百二十五万五千円である。

**問** ふるさと納税の年度別の活用状況並びに今後の活用予定について問う。

**答** 平成二十四年度及び平成二十五年度については、寄付金を事業に充当できていない。平成二十六年年度については、ふるさと納税の環境保全に関する事業として、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に二十一万六千円。市長が必要と認める事業として、市内で行う各種イベント等で活用するための机百台を購入する事業に、九十一万五千八百四十円を充当した。平成二十七年年度については、平成二十六年年度と同

様にふるさと納税の環境保全に関する事業として、荒瀬山生活環境保全林遊歩道管理業務に二十三万円を活用する予定である。

**問** 提案として、将来的にお中元やお歳暮、父の日や母の日などの贈答用途としても使えるようにしてはどうか問う。

**答** これまで、寄付をしてくださった方以外へ返礼品を送りすることは考えてこなかったが、御提案をいただいたので、今後、検討することの一つとして、考えてまいりたいと思っている。

## 認知症対策について

**問** 宿毛市における認知症サポーターの数と、その活動について問う。

**答** 民生委員を中心に百五名の方にサポーター養成講座を受講していただいている。その活動については、認知症に関する正しい知識を持っていただき、地域で認知症の人と、その家族を理解者として見守る応援者として、できる範囲



岡崎 利久 議員

で手助けを行う活動をしている。

**問** 家族向けの認知症介護教室などの普及促進の取り組みについて問う。

**答** 本市では、認知症の人と家族の会、幡多家族の会による積極的な支援活動が、介護者の負担軽減につながっているものと考えており、その会の協力も得る中で、認知症高齢者等、介護者の集いを二カ月に一回、開催をしている。その集いでは、日ごろの介護

の苦労や、体験などを話し合い、情報の共有を図るとともに、認知症グループホームの見学等、介護を取り巻く課題に対する学習の場となっている。第六期介護保険事業計画の中でも、こういった集いの普及促進に努めてまいりたい。



野々下 昌文 議員

## 国の補正予算と宿毛市の新年度予算について

**問** 緊急経済対策を伴う平成二十六年補正予算案は家庭や地方、中小企業に着実に恩恵を行き届かせることが重要とされている。市長はどのような意図をもって地域経済の再生へとつなげていく考えか問う。

**答** 国の補正予算を受け、地域経済の再生に向け、地域消費喚起、生活支援、並びに、まち・ひと・しごと創生に向けた総合戦略の先行的な事業実施を考えている。

事業実施計画については、現在、国に申請中であるため、予算については、本会議中に追加提案にて提出する予定であるが、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型に係る交付金限度額の総額は、九千三百三十二万三千円となる見込みである。

**問** 補正予算の地域消費喚起生活支援型事業では、プレミアム商品券の発行を考えていると聞いている。商品券のプレミアム率、発行件数について問う。

**答** 販売額は二億円、プレミアム率二十％、四千万円を上乗せするものとし、最終的な

商品券の発行額は二億四千万円を計画している。商品券の販売は夏ごろ、使用期限は販売から半年程度を想定している。この商品券事業の実施により、本市の消費拡大を促し、地域経済の活性化を目指していく。

**問** 国の税収は二十四年ぶりの高水準となり、そのような予算編成がなされているが、本市の歳入見通しについて問う。

**答** 三年に一回の固定資産評価替えの年に当たり、固定資産税の減少が見込まれ、平成二十六年度比で九千二百一十一万四千円減少の見込み。

地方交付税においても、総合的に判断する中で減少が考えられる。一方、地方消費税交付金は、消費税が八％になったことにより平成二十六年度比で一億四千五百万円が増額になる見通しである。

**問** 四月から始まる「子ども子育て支援新制度」の予算は、本市にどのように反映されようとしているのか問う。

**答** 保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、各市町村が地

域のニーズに基づいて事業計画を策定することが義務付けられた。

主な新規事業として、教育・保育の充実に向けた認定こども園の普及、既存の事業では、保護者の就労や疾病等で放課後に保護を受けられない児童への放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業等更なる充実に取り組む。又、四月からは、私立保育所二園では、第二第四土曜日を休園日とせず、午後一時までの土曜保育を実施する。



山上 庄一 議員

## 市長の経済観について

**答** 本市の経済を取り巻く環境は非常に厳しいが、県や関係団体等と連携を図る中で活性化するように取り組みたい。

**問** お金が地域で循環する一つの方法として地産地消のための産直市の施設・制度づくりが必要ではないか。

**答** 今後、調査研究をしたい。

**問** 市内のお金の流れからは、役所の公共調達のお金も重要な位置を占めている。入札に市外業者が入り落札するとお金が市外に出て経済波及効果はないに等しい。例えば入札に市内外で価格面でのハンデイキヤップを設けてはどうか。

**答** 市外業者での発注を検討しなければならぬ場合もあり御理解をいただきたい。

**問** 最近、宿毛の方々が入浴のために近隣市町村に出かけると聞く。これは都市間競争に負けている。

お金が市外に出ることを少なくし健康寿命を延ばすためにも、また海上自衛隊からも入浴のための要望があるというが公共側で施設整備をすればどうか。

**問** 宿毛市の景気は疲弊しているように見えて仕方がない。日銀の景気情報では高知県はここ一年「基調的には緩やかに回復しつつある」とあるが、市長は宿毛市の経済をどのように見ているのか。

**答** 一本松温泉利用者の約六割が宿毛市からの利用者である。また、海上自衛隊の隊員からも強い要望があり大変厳しい財政状況だが産直市と同様に前向きに検討したい。

## 鳥獣害防止を踏まえ たジビエ料理等の商 品開発について

**問** 市が加工施設など整備しシカ肉などを特産品まで昇華させてはどうか。

**答** 結果として鳥獣害の減少につながればよいわけで、あくよくば肉や皮を流通させればと思うので様々な可能性を模索されたい。

**答** 現段階では市独自で加工施設整備は困難であるが、国や県において補助事業があり市内で有害鳥獣の食肉の事業などを検討される方、団体等があれば、行政も一緒に有効活用等の仕組みづくりを協議させていただきたい。

## 議会答弁における 「検討する」に対する 経過報告について

**問** 我々議員の質問等に対し「検討する」ということがよくある。しかしながら、その後、検討されたかどうか知らされない。検討すると答弁した案件については三カ月とか半年後であるとか、一定期間後にはその経過報告をすべきではないか。

**答** 一般質問の場でのやりとりに関しては、改めて質問をいただければ経過報告等を行いたい。



濱田 陸紀 議員

## 避難場所への避難小 屋の整備について

**問** 寒い時期、夜間、雨天などの悪条件下で災害が発生した場合に備えて、災害弱者の生命を守るため避難場所に避難小屋を設置する必要があるのではないかと問う。

**答** 市の防災対策は発災後の

市民の命を守ることを最重点に避難道、避難場所等の整備を中心に取り組みを進めており、避難小屋といった施設は整備できていないのが現状である。本市の大変厳しい財政状況からも避難小屋の整備は現状では困難と考えており、防寒や雨天時の対策については自主防災組織等の共助、自助で対応してもらいたい。

## 避難道整備について

**問** 宿毛市では、平成十五年度からの津波避難道整備により七十七カ所が完成する予定であるが、今後の整備計画について問う。

**答** 六カ所の避難道を整備する予定であり、七十七カ所とあわせて八十三カ所となる見込みである。

**問** 更なる要望があった場合はどう対処するのか問う。

**答** 今後も各地区からの要望があれば、現地等精査して必要と判断すれば引き続き整備を進める。

## すくもサニーサイド パークの家賃について

**問** サニーサイドパークは老朽化が目立ち、利用客も大変少なく、入居者の経営も非常に厳しいようだが、現在の家賃について問う。

**答** 宿毛サニーサイドパーク展示棟の利用料金については、条例で月額六万円(上限)に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内において定めるとしており、現在、一棟につき五万七千七百五十円である。

**問** 利用客の少ない現状からみて、家賃の引き下げを検討する気はあるか問う。

**答** 利用料金は指定管理者がサニーサイドパークを維持管理していくための重要な収入であり、これを引き下げると施設の管理運営に支障を来すおそれがあるので、困難であるが、今後については、抜本的な対策が必要ではないかと考えている。

## 火災への対応について



寺田 公一 議員

**問** 長田町など二件の火災では、多くの市民が消火体制に不安を感じているが、その原因と今後の対応について聞く。

**答** 長田町の火災では、通報時点で建物内に要救助者がいることが判明しており、人命救助を最優先に現場指揮を執ったことから、水槽車への補給体制や、消防団への情報の伝達など、一部に不手際が生じ、市民の皆様には不安と不信感を持たれる結果となった。今後は、署内での連携訓練及び消防団とトランシーバー等を活用した連携を図り、再発防止に努めていく。

今後の消防水利の確保については、二十六年度に改定した宿毛市地域防災計画一般対策編において、計画的に整備していく。

**問** 建設中の新小筑紫保育園が火災により全焼したが、今後のスケジュールについて聞く。

**答** 四月の開園を予定していたので、無念でならない。

今後は、木造であるため、材料の調達等で時間が必要と予想されるが、一日も早い再建に向け、職員一同、一致協力して取り組んでいく。

開園予定については、年度途中の開園も視野に入れた中で、遅くとも来年四月までには開園できるものと考えている。

## 市政運営の自己評価 について

**問** 財政調整基金は平成二十五年年度決算認定審査時点で、二十億円余りであったと記憶しているが、基金の現状と今後の保育園、学校等公共施設の建設計画と財政シミュレーションについて聞く。

**答** 平成二十六年年度末の基金残高見込みは、十四億九千六百万円となる見込みである。

建設事業の計画については、毎年七月に建設事業等調査票

の提出を関係各課から受け、大型建設事業費を算出し、財政シミュレーションに反映し、予算編成時に優先順位を付けた中で、建設事業を実施している。

また、平成二十八年度には、公共施設等総合管理計画を策定することが義務付けられていることから、平成二十九年以降、建て替えも含めて、各施設ごとの建設、修繕計画を立てていく。

## 教育行政について

**問** 四月から教育委員会の体制が変わるといいますが、どのように変わるのかについて聞く。

**答** 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことにより、教育委員長と教育長が一本化され、新教育長が設置となり、教育委員長の職が廃止となる。

教育長は、市長の任命による特別職となるが、教育委員会の委員四名は市長が議会の同意を得て任命しており、教育委員会の独自性はこれまで同様担保されると考えている。



浅木 敏 議員

## 市長の政治姿勢について

**問** 市長は自衛隊の拠点誘致を求める五回目の要望を防衛省へ提出したが、潜水艦等の宿毛湾入港は漁業に大きな影響を与える。また自衛艦の多数入港で衝突事故も増え、漁民の命に関わるのになぜ拠点港化を求めるのか。

**答** 南海トラフ地震の災害対策と、西南地域の防衛体制強化の後方支援拠点として、宿毛湾と当地域の活用をお願いした。ご質問のように漁業に影響が出るなら私も賛同しかねる。

## 市人口の増加策について

**問** 地方を疲弊させ若者が子育てできない社会にしたのは、歴代の自民党政治の失敗であ

る。まずは若者の雇用の場づくりと、第一次産業を含めた起業への支援を聞く。

**答** 高知西南中核工業団地や、宿毛湾港工業流通団地への企業誘致に取り組んでいる。また、第一次産業への新規就労支援は商工会議所や漁協、農協など関係機関と連携して雇用促進及び起業支援に努める。

**問** 子育て支援策は他市町村のように、保育料や給食費の無料化や軽減を実施すべきだ。また多くの自治体は年少扶養控除廃止に伴う所得税増を保育料に連動させず、再計算をして保育料を決定しており、宿毛市でも実施を求める。

**答** 保育料は国の基準どおり第二子半額、第三子は無料としており、これ以上の支援は財政上困難である。学校給食費の無料化や減免、旧年少扶養控除に係る保育料減額の再計算も行わない。

## 森林整備と林産業の振興について

**問** 宿毛市は面積の八十四％が森林でこの有効活用と、特

に市有林は見本となる森林整備をすべきであるが現状と今後の施策を聞く。また、市長公約である国土調査実施による森林境界明確化について聞く。

**答** 市有林は八百二十四ヘクタールあり要整備林の間伐実行率は平成二十七年末で九十二％となる見込みである。目標伐期を杉八十年、ヒノキ九十年の長期伐期とし、今後は適地を選び複層林施業も取り入れる考えである。国土調査は平成二十七年末は、貝塚地区の北側山林部分を中心に予備調査事業を実施する。森林組合が行っている森林境界明確化事業も早急に推進する。

**問** 製材など林産加工業への支援策を聞く。また木質バイオマス発電の事業開始の朗報はあるが、稼働はまだ五十、六十％であり資材確保など今後の支援策を聞く。

**答** 大型製材工場は誘致ではなく、民間事業者の計画があれば支援する。木質バイオマス発電は浅木議員指摘のような稼働率であり、市としても広報誌でのPRによる資材確保など全面稼働に協力していく。



## ●「議会基本条例を制定しました。」

### 宿毛市議会基本条例

(前文)

宿毛市議会では、平成25年第2回臨時会で議会基本条例調査特別委員会(委員6名)を設置し、基本条例の必要性の検証を行い、制定に向けて取り組んできました。条例に盛り込むべき事項の協議、パブリックコメントや意見交換会での市民の意見も踏まえ、基本条例(案)をとりまとめ、条約制定を提言する内容の委員会最終報告書を提出し、開会日に全会一致をもって承認されました。

特別委員会の提言を受け、これまで取り組んできた議会改革を基礎として、さらなる議会活動の活性化を目指し、将来にわたり議会及び議員のあるべき姿を示すために、最終日に宿毛市議会基本条例を議員より提案し、全会一致で可決しましたので、ここに全文を掲載します。

市民の皆さんにおかれましては、ご意見等のご協力をいただき、ありがとうございます。

近年、地方自治を取り巻く環境が大きく変化し、地方議会は、二元代表制の中での地方自治の一翼を担う機関として、その果たすべき責務と役割を明確にすることが求められている。

こうした中で、宿毛市議会(以下「議会」という。)は、これまで取り組んできた議会改革を基礎として、さらなる議会活動の活性化を目指し、将来にわたり議会及び構成員である宿毛市議会議員(以下「議員」という。)のあるべき姿を示すため、ここに宿毛市議会基本条例を制定する。

議会は宿毛市民(以下「市民」という。)の負託に応えるため、積極的な情報公開と市民参加の推進、市長及び執行機関の職員(以下「市長等」という。)との緊張関係の保持、議員間の自由な討議の展開、議会活動を支える体制の整備等について、この条例に定める規定を遵守し実践する。さらには、積極的な政策提言を行うことで、宿毛市の豊かなまちづくりを進めなければならない。

そして、この条例が、議会及び議員の活動原則となり、

そのよって立つ基盤となることを、ここに定めるものである。

### 第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の役割と責務を明確にするとともに、議会の活性化及び充実のために必要な基本的事項を定めることにより、市民の負託に応える議会を実現し、市政の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会の運営及び議員活動原則

(議会の運営原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則により運営しなければならない。

- (1) 市民主権を基礎とする市民の代表機関であることを常に自覚するとともに、公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、市政に適切に反映するための運営に努めること。
- (3) 市の議決機関として適正な市政運営が行われているか監視し、評価すること。
- (4) 議会は、市民の市政に對

する関心を高めるため、わかりやすい言葉及び方法を用いた運営に努めること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則により活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び議決機関であることと十分に認識し、議員間の自由な討議の推進を重んじること。
- (2) 市政全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんによって、市民全体の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会の構成員として、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

(会派)

第4条 議会の会派(以下「会派」という。)は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

2 会派は、政策決定、政策提言及び政策立案等に際して、会派内で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

3 議長は、必要があると認めるときは、会派の代表者の会議を開催することができる。

### 第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たすよう努めなければならない。

2 議会は、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的意見等を討議に反映させるよう努めるものとする。

4 請願又は陳情の審査において、提出者が希望した場合は、意見を聴く機会を設けるものとする。

(議会報告会)

第6条 議会は、議会活動の状況を市民に直接報告することと、市政に関する情報の提供に努め、議会に対する意見や市政に対する提言等を市民から直接聴取する機会として、議会報告会を行うものとする。

(政策意見交換会)

第7条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題が生じた場合に、市民の多様な意見を把握するため、市民との意見交換の場として、政策意見交換会を行うものとする。

## 第4章 市長等と議会との関係

要に応じて求めることができる。

に関して審議し、結論を出す場合、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

議しなければならない。

らない。

### (市長等と議会及び議員の関係)

第8条 議会審議における議員と市長等との関係は、第2項から第4項までの規定により、緊張関係の保持に努めなければならない。

2 本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のどちらかを選択することができる。

3 議長から本会議又は委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長長の許可する範囲において、議員の質問内容に対し、反問を行うことができる。

4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず議長の承認を得て市長等に対し文書による質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(重要政策等の説明)  
第9条 議会は、市長等が提案する重要な計画・政策については、議会審議における論点を整理し、政策の必要性を判断するため、市長等に対して次に掲げる事項の説明を必

要に応じて求めることができる。

(1) 必要とする背景

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 総合計画における根拠及び位置付け(整合性)

(4) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(5) 市民参加の実施の有無とその内容

(6) 関係する法令及び条例

(7) 財源措置

(8) 見込まれる効果

(9) 将来負担すべき経費の計算

2 議会が重要な政策等を審議するに当たっては、立案及び執行に当たつての論点又は争点を明確にするともに、執行後の政策評価に資する審議に努めなければならない。

### 第5章 議会機能の強化

(議員協議会)

第10条 議会は、議員全員の協議の場である議員協議会を設ける。

2 議会は、議案の審査並びに市政に関する課題及び議会の運営に関する協議又は調整を行うため、議員協議会を十分に活用する。

(議員問討議)

第11条 議会は、委員会及び議員協議会において、議案等

(議員研修の充実)

第12条 議会は、議員の政策形成及び立案能力向上のため、議員研修の充実を図らなければならない。

(議会広報の充実)

第13条 議会は、議案に対する各議員の賛否を議会広報等で公表する等、情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、多様な情報技術を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めるものとする。

### 第6章 議会事務局の充実等

(議会事務局の体制整備)

第14条 議会は、議員の政策形成及び立案機能を充実させるとともに、円滑かつ効率的な議会運営を行うため、議会事務局の調査、政策法務その他の機能の充実を図るよう努めるものとする。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長等は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協

### 第7章 政務活動費

(政務活動費)

第15条 議員は、政策立案又は提言を行うため、及び調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、宿毛市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年宿毛市条例第1号12)を遵守しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けたい派は、その適正な執行に努め、使途の透明性を確保するとともに、市民に対して説明責任を果たすものとする。

### 第9章 継続的な検討

(継続的な検討)

第18条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、議会運営に係る継続的な評価と改善を行う中で、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、適切な措置を講ずるものとする。

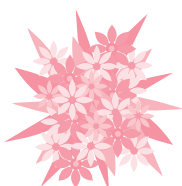
### 第10章 補則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



## 各議員の議案に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

| 議 席    |         | 1   | 2   | 3   | 4 | 5   | 6     | 7   | 8   | 9   | 10     | 11  | 12  | 13  | 14  |
|--------|---------|-----|-----|-----|---|-----|-------|-----|-----|-----|--------|-----|-----|-----|-----|
| 氏 名    | 議 決 結 果 | 高倉  | 山 上 | 山 戸 | 欠 | 岡 崎 | 野 々 下 | 松 浦 | 浅 木 | 中 平 | 浦 尻    | 寺 田 | 宮 本 | 濱 田 | 西 郷 |
|        |         | 真 弓 | 庄 一 | 寛   | 員 | 利 久 | 昌 文   | 英 夫 | 敏   | 富 宏 | 和 伸    | 公 一 | 有 二 | 陸 紀 | 典 生 |
| 議案番号   |         |     |     |     |   |     |       |     |     |     |        |     |     |     |     |
| 議案第15号 | 可 決     | ○   | ○   | ○   |   | ○   | ○     | ○   | ×   | ○   | 議<br>長 | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 議案第24号 | 可 決     | ○   | ○   | ○   |   | ○   | ○     | ○   | ×   | ○   |        | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 議案第31号 | 可 決     | ○   | ○   | ○   |   | ○   | ○     | ○   | ×   | ○   |        | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 議案第37号 | 可 決     | ○   | ○   | ○   |   | ○   | ○     | ○   | ×   | ○   |        | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 議案第44号 | 可 決     | ○   | ○   | ○   |   | ○   | ○     | ○   | ×   | ○   |        | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 陳情第28号 | 不採択     | ○   | ×   | ○   |   | ○   | ○     | ×   | ×   | ○   |        | ○   | ○   | ○   | ○   |

〔○：賛成 ×：反対〕

### ★ 会議録の 閲覧を★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。

詳しくは「会議録」をご覧ください。

三月定例会の会議録は六月上旬にできる予定です。

市立坂本図書館及び各支所でご覧になれます。ご利用ください。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。



### 〳 編集後記 〵

野に山に花が咲き、日差しも初夏を思わせる季節となりました。

平成二十七年度は地方創生に向けて宿毛市独自の地方人口ビジョン、これを実現する為の地方版総合戦略を策定しなければなりません。

今や、人口減少社会を迎え、全国同一の価値ではなく、住みたい地域に住みたい人が移動する価値観が多様化する時代になりつつあり、他にない宿毛の良さを見つけ磨き、魅力ある宿毛市を発信していきたいと思っています。

我々議員の任期も残りわずかとなり、今期定例会が最後の議会となりました。この議会だよりが皆様のところへ届くころには、新たな十四名の議員が誕生しているものと思われませんが、引き続きのご愛読を心からお願いたします。

#### 〳 編集委員 〵

- 野々下 昌文
- 山 上 庄 一
- 松 浦 英 夫
- 寺 田 公 一
- 宮 本 有 二